

○総務省令第 号

公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）第二十条の規定に基づき、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 寺田 稔

公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令

公害紛争処理法施行規則（昭和四十七年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(代理人についての承認の申請の方式等)

第二条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対して弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法律事務所共同法人である代理人の権限を証明する法第二十三条の二第三項の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

2 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法律事務所共同法人以外の者を代理人とすることにつき法第二十三条の二第一項の承認を求めるときは、その者の氏名又は名称、住所、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した書面をもつてしなければならない。

〔3 略〕

(事件を担当する社員の届出)

第二条の二 代理人となった弁護士法人又は弁護士・外国法律事務所共同法人は、遅滞なく、当該事件を担当する社員の氏名を都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に書面で届け出なければならない。

(代理人についての承認の申請の方式等)

第二条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対して弁護士又は弁護士法人である代理人の権限を証明する法第二十三条の二第三項の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

2 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対し、弁護士又は弁護士法人以外の者を代理人とすることにつき法第二十三条の二第一項の承認を求めるには、その者の氏名、住所、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した書面をもつてしなければならない。

〔3 同上〕

(事件を担当する社員の届出)

第二条の二 代理人となった弁護士法人は、遅滞なく、当該事件を担当する社員の氏名を都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に書面で届け出なければならない。

備考 表中の「」の記載及は注記である。

附 則

この省令は、令和四年十一月一日から施行する。